

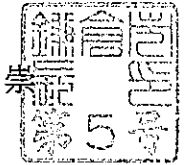
鎌倉総第1441号

令和8年(2026年)8月31日

鎌倉市議会議長

日向 慎吾 様

鎌倉市長 松 尾



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。



事務担当

総務課総務担当 (内線2242・2243)

議会受付番号	文書質問第 12 号
質問者	津野てるひさ議員
答弁する者	市長 (環境部環境保全課) (都市調整部公共施設課、建築指導課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項の規定に基づく文書質問第 12 号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

近年多発する災害被害に鑑み、発災時における救助活動や救援物資搬入のための迅速な瓦礫撤去は不可欠である。しかし、発災後に石綿含有瓦礫の調査・峻別を行うことは救援活動の停滞を招く恐れがあるため、環境省等の指針に基づき、平常時から域内の石綿含有建築物を把握・リスト化しておくことが重要である。

そこで本市における現状と対応方針に関し、以下のとおり質問する。

1. 市内の石綿含有建築物の把握・リスト化の有無

公共施設および民間建築物において、石綿の使用が確認されている物件を市として把握し、リスト化しているか。

2. 未実施の場合の理由と今後の実施予定

リスト化がなされていない場合、その理由を問う。また、今後実施予定がある場合はその時期と具体的な計画を問う。

3. 現時点における石綿含有建築物への飛散防止対応

把握している石綿使用建築物に対し、現時点でどのような飛散防止措置および指導・管理を行っているか問う。

2 質問の理由

震災等の災害時に発生する瓦礫からの石綿（アスベスト）ばく露被害を防止し、迅速な救援活動を実施するためには、平常時から石綿含有建築物の実態を把握しておくことが不可欠であると考える。

3 答弁

1. 市内の石綿含有建築物の把握・リスト化の有無

(1) 市有公共建築物

建築物等の倒壊・損壊により露出した場合に、飛散するおそれが多く、優先順位が最も高い石綿含有吹付材等（レベル 1）については、国からの調査依頼に基づき、平成 17 年度及び平成 20 年度に 198 施設を対象に調査を行いました。

また、石綿含有吹付材等（レベル1）の次に優先順位の高い石綿含有保温材等（レベル2）については、令和5年度から令和8年度にかけて、解体等の予定のある建物を除き、全庁的な対応として、調査を行っています。

これら調査に基づく石綿含有建材（レベル1及びレベル2）の有無については、リスト化していますが、石綿含有成形板等（レベル3）については、リスト化はしていません。

（2）民間建築物

国土交通省から神奈川県を通してアスベスト（石綿）に関する（使用実態）照会があり、延べ床面積1000㎡以上の民間建築物について、神奈川県に報告しています。

2. 未実施の場合の理由と今後の実施予定

（1）市有公共建築物

石綿含有成形板等（レベル3）については、日常使用の中で特別な管理を必要としないとされているため、改修及び解体を行う際に、工事に必要な調査を個別に実施することとしています。使用箇所が多岐にわたり、個別の調査は工事箇所に限られていることから、平成18年9月以前に着工して建築された部分においては、石綿含有成形板等（レベル3）が何らかの形で使用されているものとして扱っています。

各施設で個別に実施した調査結果については、令和9年度から庁内システムに集約していく予定としています。

3. 現時点における石綿含有建築物への飛散防止対応

（1）市有公共建築物

石綿含有吹付材等（レベル1）については除去を原則としており、これまでの調査で使用が確認された施設のうち、旧野村総合研究所跡地建物は使用している部屋を閉鎖しており、その他の施設では除去が完了しています。

石綿含有保温材等（レベル2）については、定期的に施設管理者において劣化の状況確認し、劣化により石綿含有保温材等が露出した場合は飛散防止措置を行うこととしています。

石綿含有成形板等（レベル3）については、改修及び解体を行う際に法令に基づき適切に調査・除却等の対策を行うこととしています。

（2）民間建築物

大気汚染防止法において建築物等の解体等工事の規定や粉じんに関する指導について規定がされており、神奈川県が所管しています。事業者が解体等工事を行う際には、事前の届出、有資格者による事前調査や結果の報告、粉じんの飛散防止対策等、指導を行います。